

尾三消防組合業務継続計画
【大規模災害時対応】

令和 7 年 4 月

尾三消防組合

目 次

第1章 計画の位置付け	P 1
1 策定の趣旨	P 1
2 基本的な考え方	P 1
第2章 被害想定と業務継続計画への影響	P 2
1 想定する地震	P 2
2 被害状況	P 3
第3章 危機管理体制の確立とBCPの発動及び解除	P 5
1 大規模災害対策の概要	P 5
2 受援計画等の概要	P 6
3 民間搬送事業者への依頼	P 6
4 BCPの発動及び解除	P 6
第4章 継続すべき非常時優先業務等	P 6
非常時優先業務の選定	P 6
第5章 業務継続のための執行体制	P 21
1 執務体制	P 21
2 安否確認	P 22
3 職務代行	P 22
第6章 業務継続のための執務環境の確保	P 22
1 庁舎・設備	P 22
2 通信	P 25
3 情報システム	P 25
4 広報	P 25
5 その他	P 26
第7章 計画の検討・見直し	P 27

第1章 計画の位置付け

1 策定の趣旨

我々は、地震災害や風水害等による大規模災害が発生した際、災害応急対策活動を実施する重要な役割を担うとともに、災害時においても継続して消防業務を遂行しなければならない。しかし、過去の災害では、消防本部自らが被災し、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により、災害時の対応に支障を来した事例が見受けられるところであり、このような非常事態においても優先的に実施すべき業務を的確に行えるよう、業務継続計画の策定により、業務継続性を確保しておくことが極めて重要である。

こうした中、尾三消防組合業務継続計画（以下「BCP」という。）は、大規模災害発生時においても継続する必要がある業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定し、業務を遂行するための体制（指揮命令系統の明確化、業務対応手順等）や執務環境の確保（業務継続に必要な資源の確保等）について、取組みを定めるものである。

2 基本的な考え方

（1）業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の目的

人、施設、資機材、情報、ライフライン等利用できる資源が、制約を受ける状況下で、災害時における消防業務のうち非常時優先業務※₁を事前に決めておき、大規模災害時においても限られた人員、資機材等の資源を重点的に投入して、業務を継続することを目的とした計画である。

非常時優先業務※ ₁	=	応急業務※ ₂	+	優先的通常業務※ ₃
-----------------------	---	--------------------	---	-----------------------

※₁ 「非常時優先業務」とは、中断ができない、又は中断しても早期復旧を必要とする業務をいう。

※₂ 「応急業務」とは、消防災害対策本部の設置運営、被災者の生命及び身体の安全確保に必要な消防・救急・救助活動に直結する業務をいう。

※₃ 「優先的通常業務」とは、大規模災害に関わらず、住民生活や経済活動への影響を考慮し、継続して実施することが必要な業務をいう。

(2) B C P の位置付け

B C P は、尾三消防本部消防災害対策本部運用要綱、尾三消防本部地震災害対策要綱、尾三消防本部風水害対策要綱を補完するものとして運用する。

なお、感染症まん延下での業務継続体制の確保については「尾三消防本部新型インフルエンザ等対策業務継続計画」のとおりとする。

(3) 業務継続の基本方針

ア 大規模災害時から、管内住民の生命、身体及び財産を守ることを最優先とする。特に発災後 3 日間（72 時間）は、人命救助を最優先とする。

イ 業務継続に必要な体制をとり、必要な資源を最大限有効に活用するため、人的・物的資源の確保・配分は、全庁横断的に調整する。

ウ 管内住民の生活や経済活動等への支障を最小限にとどめるため、優先度の高い業務の継続に努め、それ以外の通常業務は、停止・縮小する。

第 2 章 被害想定と業務継続計画への影響

1 想定する地震（南海トラフ地震 過去地震最大モデル）

地震規模：マグニチュード 8 クラス 最大震度 6 強

(1) 過去地震最大モデル

南海トラフで繰り返し発生している地震のうち、発生したことが明らかで規模の大きいもの（1707 年 宝永地震、1854 年 安政東海地震、1854 年 安政南海地震、1944 年 昭和東南海地震、1946 年 昭和南海地震の 5 地震）を重ね合わせたモデルである。

(2) 想定条件

愛知県が実施した『愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書（平成 26 年 3 月）』では、上述のとおり想定した地震モデルについて、次の 3 つの季節時間帯を設定して、建物被害、人的被害等の被害量を想定している。

季節時間帯	想定される被害の特徴
冬・早朝 5 時	住民の多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高い。
夏・昼 12 時	オフィス、繁華街等に多数の滞留者が発生。自宅外で被災するケースが多い。
冬・夕方 18 時	住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が多くなる。

2 被害状況

(1) 被害想定

項目			愛知県全体	豊明市	日進市	みよし市	長久手市	東郷町	管内全体
最大震度			7	6弱	6弱	6弱	6強	6強	6強
全壊・焼失棟数(棟)・【冬・夕18時発災】			約94,000	約300	約200	約200	約80	約100	約880
死者数(人)・【冬・深夜5時発災】			約6,400	約10	*	*	*	*	約10
ライフライン 【冬・夕18時発災・1日後】	上水道	断水人口(人)	約6,306,000	約54,000	約49,000	約42,000	約29,000	約24,000	約198,000
	下水道	機能支障人口(人)	約3,207,000	約39,000	約24,000	約35,000	約35,000	約24,000	約157,000
	電力	停電軒数(軒)	約3,406,000	約30,000	約40,000	約24,000	約26,000	約16,000	約136,000
	固定電話	不通回線数(回線)	約1,094,000	約8,800	約6,800	約5,600	約5,600	約3,900	約30,700
	携帯電話	停波基地局率(%)	81	81	80	80	80	80	約80
	都市ガス	復旧対象戸数(戸)	約169,000	*	*	*	*	*	*
	LPガス	機能支障世帯数(世帯)	約162,000	約400	約300	約400	約100	約200	約1,400
避難者(人)・【冬・夕18時発災・1日後】			約718,000	約1,900	約1,100	約1,000	約700	約600	約5,300
帰宅困難者数(人)・【昼12時発災】			約858,000～ 約930,000	約5,500～ 約6,200	約11,000～ 約13,000	約7,500～ 約8,600	約7,300～ 約8,600	約1,900～ 約2,000	約33,200～ 約38,400

*：被害わずか

※平成23年度～25年度 愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書

(平成26年3月愛知県)より抜粋

(2) 業務継続への影響

ア 職員の参集可能人数

(ア) 阪神淡路大震災での参集率

神戸市	6時間以内	24時間以内	72時間以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内
	40%	40%	70%	90%	90%	90%

※出典：地域防災データ総覧 阪神・淡路大震災基礎データ編

(イ) 職員の参集可能人数

災害発生後、初動期から応急期（72時間以内）までに、参集が可能な職員は、全体のおよそ70%と予測される。

そのため、少ない職員でも効率的に業務継続できる体制づくりが必要である。

【職員参集予測人数】

(単位：人)

区分	職員数 ※1	勤務職員数 (A)※2	勤務外職員数 (B)	参集率40% 勤務職員数 (A)+0.4*(B)※3	参集率70% 勤務職員数 (A)+0.7*(B)※3
消防組合・消防本部・消防署 (毎日勤務者)	62	62	0	62	62
(夜間・休日)		(0)	(62)	(24)	(43)
指令課	12	4	8	7	9
特別消防隊	36	10	26	20	28
日進消防署	39	11	28	22	30
西出張所	12	3	9	6	9
みよし消防署	30	8	22	16	23
南出張所	12	3	9	6	9
東郷消防署	30	8	22	16	23
豊明消防署	51	14	37	28	39
南部出張所	12	3	9	6	9
長久手消防署	48	14	34	27	37
合計	344	140	204	216	278
(夜間・休日)		(78)	(266)	(178)	(259)

※1：令和7年4月1日現在。構成市町等派遣・育休・病休等の職員は除く。

※2：勤務職員数は、部隊配置及び運用計画（訓令）に基づく、最低勤務人員とする。

※3：小数点以下切り捨てる。

(ウ) 24 時間以内に必要とする職員数

発災後 24 時間は、緊急消防援助隊等の応援体制が確立できない状況を想定し、勤務職員数の 2.3 倍を必要職員数とした。これは、輻輳する出動要請に対応するため、特別消防隊、指令課、各署所で活動人員と交代要員を確保するものであり、各所属で勤務職員数の 2.0～2.5 倍の人員が必要であると見込み、その中間値の 2.3 倍を全体で確保する。

夜間・休日発災時は、各所属で 21 名の職員不足が想定されるが、参集した毎日勤務者で補填する。ただし、災害対策本部の運営に人員が必要であること、管内の被災状況によっては更なる出動人員が必要となることから、日頃からの迅速な参集準備が不可欠である。

【夜間・休日に不足する職員数】

区分	24時間以内に 必要とする職員数 勤務職員数 (A) *2.3	参集率40% 勤務職員数(A)+0.4*(B)	夜間休日に 不足する職員数
消防組合・消防本部・消防署 (毎日勤務者)		24	
指令課	9	7	△ 2
特別消防隊	23	20	△ 3
日進消防署	25	22	△ 3
西出張所	6	6	0
みよし消防署	18	16	△ 2
南出張所	6	6	0
東郷消防署	18	16	△ 2
豊明消防署	32	28	△ 4
南部出張所	6	6	0
長久手消防署	32	27	△ 5
合計	175	178	△ 21

不足する職員を補填

イ 庁舎の被害想定

被害対象	被害状況	備考
消防本部庁舎	機能に支障あり	昭和48年4月1日竣工
日進消防署	機能に支障なし	平成2年6月1日竣工
西出張所	機能に支障なし	平成16年4月1日竣工
みよし消防署	機能に支障なし	平成6年12月1日竣工
南出張所	機能に支障なし	昭和59年4月1日竣工
東郷消防署	機能に支障なし	平成10年12月1日竣工
豊明消防署	機能に支障なし	平成10年3月1日竣工
南部出張所	機能に支障なし	平成21年4月1日竣工
長久手消防署	機能に支障なし	昭和58年11月1日竣工

第3章 危機管理体制の確立とBCPの発動及び解除

1 大規模災害対策の概要

管内に大規模災害が発生した際は、尾三消防本部消防災害対策本部運用要綱に基づき、消防本部内に消防災害対策本部を速やかに設置する。

地震災害における消防災害対策本部の設置基準を次に示す。

- (1) 管内において気象庁が発表する震度5弱の地震が発生したとき。
- (2) その他消防長が必要と認めたとき。

2 受援計画等の概要

管内において、大規模災害が発生し、現有消防力で対応が困難と判断した時は、愛知県消防相互応援協定に基づく要請や緊急消防援助隊を要請するものとする。

緊急消防援助隊の応援を受ける場合は、尾三消防本部緊急消防援助隊受援計画により応援部隊が効果的に活動できる体制を確保する。

3 民間搬送事業者への依頼

大規模災害時には、多くの負傷者が発生することが予想されるため、「災害時における傷病者等の搬送に関する協定」に基づき、緊急性や重症度の低い負傷者の搬送は、民間の搬送事業者に依頼する。

4 B C P の発動及び解除

消防長は、管内において大規模災害の発生により、消防災害対策本部が設置された場合及び消防庁舎等に甚大な被害が生じた場合、必要に応じて B C P の発動を宣言する。

また、消防長は、管内における業務資源の不足等に伴う業務継続上の支障が改善され、安定的な業務継続が可能となった時点で、B C P の解除を宣言し、全職員に周知する。

ただし、各所属長は、解除の宣言前であっても、非常時優先業務の進捗状況に応じて、停止・縮小した通常業務を順次再開させるものとする。

第4章 継続すべき非常時優先業務等

非常時優先業務の選定

大規模災害発生時には、特定の業務に対する需要が増大する一方で、業務を担う人員・資機材や環境が制約を受けることが想定される。

B C P では、大規模災害発生時にも優先して継続すべき業務を絞り込んでおき、実際に発生した際には、優先して継続する業務に人員・資機材を注力できるようにしておくことが要点となる。

消防組合、消防本部、各消防署及び出張所（以下「消防本部等」という。）の業務を選定し、業務の優先度区分を次に示す。

業務の優先度区分

優先度	内容	業務開始目標
S	大規模災害発生後、強化する業務	3 時間以内
A	大規模災害発生後、通常維持する業務	24 時間以内
B	大規模災害発生後、縮小する業務	2 週間以内
C	大規模災害発生後、停止する業務	1 か月以内

消防組合等における業務の優先度区分は、「尾三消防組合議会補助組織等に関する規程」第 4 条、「尾三消防組合監査委員補助組織等に関する規程」第 4 条、「尾三消防組合会計管理者の補助組織設置規則」第 3 条、「尾三消防組合事務局の組織に関する規則」第 3 条、「尾三消防本部の組織に関する規則」第 3 条及び「尾三消防本部消防署の組織に関する規程」第 7 条に規定する事務分掌により区分し、以下に示す。

各所属長は、大規模災害発生前から所掌する事務及び人員を分析しておき、所属における有効な人員活用について計画しておく。

業務の優先度区分

(議会事務局)

区分	優先度	業務	大規模災害時の対応
議会 事務局	C	議員名簿及び委員名簿並びに履歴簿の整理に すること。	業務を停止
	A	公印の保管にすること。	平常時同様に業務を継続
	C	議員の出・欠席にすること。	業務を停止
	C	文書の收受、発送及び保存にすること。	業務を停止
	C	予算及び経理事務にすること。	業務を停止
	C	議会関係諸規程の制定、改廃にすること。	業務を停止
	C	議事日程及び諸報告にすること。	業務を停止
	C	議案、請願、陳情、決議及び意見書等にすること。	業務を停止
	C	議会の本会議にすること。	業務を停止
	C	会議録、その他会議録の調整保管にすること。	業務を停止
	C	議会の傍聴人にすること。	業務を停止
	C	議員全員協議会及び議会運営委員会にすること。	業務を停止

	C	議案の審議に必要な資料の調製に関すること。	業務を停止
	C	その他議会庶務に関すること。	業務を停止

(監査委員事務局)

区分	優先度	業務	大規模災害時の対応
監査委員 事務局	C	監査委員に関すること。	業務を停止
	A	公印の保管に関すること。	平常時同様に業務を継続
	C	文書の收受、発送及び保存に関すること。	業務を停止
	C	予算及び経理事務に関すること。	業務を停止
	C	監査等の執行計画及びその執行に関すること。	業務を停止
	C	監査等の結果の報告及び公表並びに意見の提出に係る事務に関すること。	業務を停止
	C	その他前各号に掲げるもの以外の監査事務に関すること。	業務を停止

(出納室)

区分	優先度	業務	大規模災害時の対応
出納係	C	収入の通知及び支出命令の審査に関すること。	業務を停止
	B	歳計現金の出納及び保管に関すること。	状況に応じて対応
	B	歳入、歳出外現金の出納及び保管に関すること。	状況に応じて対応
	A	公印の管理に関すること。	平常時同様に業務を継続
	C	小切手の振り出し及び有価証券（公有財産又は、基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関すること。	業務を停止
	C	指定金融機関等の検査に関すること。	業務を停止
	C	決算に関すること。	業務を停止
	C	公有財産の記録管理に関すること。	業務を停止
	C	支出負担行為の確認に関すること。	業務を停止
	C	職員共助会に関すること。	業務を停止
	C	その他会計管理者の権限に属する事務に関すること。	業務を停止

(事務局総務課)

区分	優先度	業務	大規模災害時の対応
人事係	C	職員の服務、進退及び賞罰に関する事。	業務を停止
	C	職員のほう賞及び表彰に関する事。	業務を停止
	C	職員の給与及び旅費に関する事。	業務を停止
	C	職員の研修及び教養に関する事。	業務を停止
	C	職員の考課に関する事。	業務を停止
	S	職員の勤務条件に関する事。	最優先で強化
	C	職員の公務災害補償に関する事。	業務を停止
	C	職員の福利厚生及び衛生管理に関する事。	業務を停止
	C	消防職員委員会に関する事。	業務を停止
	C	職員共助会に関する事。	業務を停止
	C	愛知県市町村職員退職手当組合及び愛知県市町村職員共済組合に関する事。	業務を停止
	C	その他人事に関する事。	業務を停止
庶務係	A	公印の保管に関する事。	平常時同様に業務を継続
	C	公告式に関する事。	業務を停止
	C	例規及び文書に関する事。	業務を停止
	C	議案の取りまとめに関する事。	業務を停止
	C	公平委員会に関する事。	業務を停止
	C	庶務に関する事。	業務を停止
	C	他の係に属さないこと。	業務を停止
企画広報係	C	組合の基本施策に関する事。	業務を停止
	C	消防力整備計画に関する事。	業務を停止
	C	実施計画に関する事。	業務を停止
	C	統計調査に関する事。	業務を停止
	C	政策情報の調査並びに情報の収集及び分析に関する事。	業務を停止
	C	消防年報の発刊に関する事。	業務を停止
	A	インターネットホームページに関する事。	平常時同様に業務を継続
	A	広報及び広聴に関する事。	平常時同様に業務を継続
財務係	C	組合の財産に関する事。	業務を停止

	C	予算の編成及び決算に関すること。	業務を停止
	C	出納に関すること。	業務を停止
	C	契約に関すること。	業務を停止
	C	検査に関すること。	業務を停止
	C	建築営繕に関すること。	業務を停止
	S	庁舎管理に関すること。	最優先で強化
	C	その他財務に関すること。	業務を停止
新庁舎 建設係	C	新庁舎建設に関すること。	業務を停止
	C	新庁舎建設に係る協議会等に関すること。	業務を停止

(消防課)

区分	優先度	業務	大規模災害時の対応
消防係	A	公印の保管に関すること。	平常時同様に業務を継続
	C	消防施設整備計画（救急に関する部分を除く。） に関すること。	業務を停止
	A	消防及び救助業務の安全管理に関すること。	平常時同様に業務を継続
	C	消防及び救助隊員の訓練及び研修に関すること。	業務を停止
	S	消防及び救助機械器具の整備保全及び総括管理 に関すること。	最優先で強化
	C	消防及び救助に関する被服、装備品の企画及び貸 与並びにその支給に関すること。	業務を停止
	C	消防及び救助統計に関すること。	業務を停止
	S	消防水利に関すること。	最優先で強化
	C	愛知県下高速道路消防連絡協議会に関すること。	業務を停止
	S	消防相互応援協定に関すること。	最優先で強化
	S	大規模災害消防応援実施計画及び緊急消防援助 隊に関すること。	最優先で強化
	S	消防・防災ヘリコプターに関すること。	最優先で強化
	C	尾三消防連絡協議会に関すること。	業務を停止
	C	尾張地区消防連絡協議会に関すること。	業務を停止
	C	西三河地域消防協議会に関すること。	業務を停止
	C	警防関係会議に関すること。	業務を停止

	C	その他消防及び救助業務の企画等に関する事。	業務を停止
救急係	C	消防施設整備計画（消防及び救助に関する部分を除く。）に関する事。	業務を停止
	A	救急業務の安全管理に関する事。	平常時同様に業務を継続
	C	応急手当の普及啓発活動の企画に関する事。	業務を停止
	S	救急車及び救急資器材の整備保全及び総括管理に関する事。	最優先で強化
	C	救急隊員の訓練及び研修に関する事。	業務を停止
	C	救急に関する被服及び装備品に関する事。	業務を停止
	C	救急統計に関する事。	業務を停止
	C	救急医療関係団体に関する事。	業務を停止
	C	その他救急業務の企画等に関する事。	業務を停止
広域係	C	消防の広域に関する事。	業務を停止
装備係	S	公用自動車の整備保全に関する事。	最優先で強化
	S	資機材の整備保全に関する事。	最優先で強化
	S	自動車燃料の管理に関する事。	最優先で強化
	C	他の係に属さない事。	業務を停止

（予防課）

区分	優先度	業務	大規模災害時の対応
予防指導係	C	消防同意の指導に関する事。	業務を停止
	C	防火対象物における消防用設備の指導に関する事。	業務を停止
	C	防火管理の指導に関する事。	業務を停止
	C	火災予防運動の企画指導に関する事。	業務を停止
	B	危険物の規制に関する事。	状況に応じて対応
	B	危険物の安全管理に関する事。	状況に応じて対応
	C	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務に関する事。	業務を停止
	C	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に関する事。	業務を停止

	C	尾三消防組合火災予防条例（昭和 47 年尾三消防組合条例第 17 号）に関すること。	業務を停止
	C	建築統計に関すること。	業務を停止
	C	危険物の統計に関すること。	業務を停止
	C	消防設備安全協会に関すること。	業務を停止
	C	危険物安全協会に関すること。	業務を停止
	C	幼年、少年消防クラブに関すること。	業務を停止
	C	防火訓練の指導及び防火思想の普及計画の指導に関すること。	業務を停止
	C	予防広報に関すること。	業務を停止
	C	その他火災予防の指導に関すること。	業務を停止
査察係	C	防火対象物の査察及び違反処理に関すること。	業務を停止
	C	防火対象物の査察指導に関すること。	業務を停止
	C	危険物製造所等の査察及び違反処理に関すること。	業務を停止
	C	危険物製造所等の査察指導に関すること。	業務を停止
	C	消防法令の違反処理に関すること。	業務を停止
	C	その他査察に関すること。	業務を停止

（指令課）

区分	優先度	業務	大規模災害時の対応
指令係 第 1 係 第 2 係 第 3 係	S	消防通信の企画及び運用に関すること。	最優先で強化
	S	消防無線の企画及び運用に関すること。	最優先で強化
	S	地図検索装置等警防活動の支援情報に関すること。	最優先で強化
	A	気象観測業務に関すること。	平常時同様に業務を継続
	S	緊急通報システムに関すること。	最優先で強化
	A	救急医療情報システムに関すること。	平常時同様に業務を継続
	C	徘徊高齢者探索システムに関すること。	業務を停止
	S	NET119 に関すること。	最優先で強化
	S	災害情報の収集及び伝達に関すること。	最優先で強化
	A	その他消防通信等に関すること。	平常時同様に業務を継続

(特別消防隊)

区分	優先度	業務	大規模災害時の対応
指揮第1係 指揮第2係 指揮第3係	A	公印（消防長印（特別消防隊専用））の保管に関すること。	平常時同様に業務を継続
	S	現場指揮活動に関すること。	最優先で強化
調査第1係 調査第2係 調査第3係	A	火災その他の災害の調査に関すること。	平常時同様に業務を継続
	A	火災の原因、損害額の調査及び報告に関すること。	平常時同様に業務を継続
	C	火災の統計に関すること。	業務を停止
	C	その他の災害統計等に関すること。	業務を停止
救助第1係 救助第2係 救助第3係	S	火災その他災害の警戒、防ぎょ及び救助に関すること。	最優先で強化
	B	火災事案の証明に関すること。	状況に応じて対応
	S	救助業務に関すること。	最優先で強化
	C	消防訓練に関すること。	業務を停止
	C	消防対象物の調査及び査察に関すること。	業務を停止
	S	消防機械器具の保全及び点検に関すること。	最優先で強化
	A	管区務に関すること。	平常時同様に業務を継続
	C	防火防災訓練の普及指導に関すること。	業務を停止
	S	訓練場及び自家用給油取扱所等の保全に関すること。	最優先で強化
	S	特別消防隊に係る施設等の管理及び保全に関すること。	最優先で強化
	C	所属の文書事務に関すること。	業務を停止
	A	所属の備品、消耗品等の取得、供用及び管理に関すること。	平常時同様に業務を継続
救急第1係 救急第2係 救急第3係	S	火災その他災害の警戒、防ぎょ及び救助に関すること。	最優先で強化
	B	救急事案の証明に関すること。	状況に応じて対応
	S	救急業務に関すること。	最優先で強化
	C	救急及び救助訓練に関すること。	業務を停止
	C	消防対象物の調査に関すること。	業務を停止

	S	救急資器材及び消防機械器具の保全及び点検に関すること。	最優先で強化
	A	管区務に関すること。	平常時同様に業務を継続
	C	救急法の普及指導に関すること。	業務を停止
	C	所属の文書事務に関すること。	業務を停止
	A	所属の備品、消耗品等の取得、供用及び管理に関すること。	平常時同様に業務を継続

(豊明消防署)

区分	優先度	業務	大規模災害時の対応
警防課 消防第1係 消防第2係 消防第3係	A	公印（署長印）の看守に関すること。	平常時同様に業務を継続
	S	火災その他災害の警戒及び防ぎょに関すること。	最優先で強化
	B	火災事案の証明に関すること。	状況に応じて対応
	C	消防訓練に関すること。	業務を停止
	C	消防対象物の調査及び査察に関すること。	業務を停止
	S	消防機械器具の保全及び点検に関すること。	最優先で強化
	A	管区務に関すること。	平常時同様に業務を継続
	C	消防水利の調査点検に関すること。	業務を停止
	C	防火防災訓練の普及指導に関すること。	業務を停止
	S	消防署庁舎の管理、保全に関すること。	最優先で強化
	C	所属の文書事務に関すること。	業務を停止
	A	所属の備品、消耗品等の取得、供用及び管理に関すること。	平常時同様に業務を継続
警防課 救助第1係 救助第2係 救助第3係	S	火災その他災害の警戒、防ぎょ及び救助に関すること。	最優先で強化
	B	火災事案の証明に関すること。	状況に応じて対応
	S	救助業務に関すること。	最優先で強化
	C	救助訓練に関すること。	業務を停止
	C	消防対象物の調査及び査察に関すること。	業務を停止
	S	消防機械器具の保全及び点検に関すること。	最優先で強化
	A	管区務に関すること。	平常時同様に業務を継続
	C	消防水利の調査点検に関すること。	業務を停止

	C	防火防災訓練の普及指導に関すること。	業務を停止
	S	消防庁舎の管理、保全に関すること。	最優先で強化
	C	所属の文書事務に関すること。	業務を停止
	A	所属の備品、消耗品等の取得、供用及び管理に関すること。	平常時同様に業務を継続
警防課 救急第1係 救急第2係 救急第3係	S	救急業務に関すること。	最優先で強化
	B	救急事案の証明に関すること。	状況に応じて対応
	C	救急訓練に関すること。	業務を停止
	S	救急資器材の保全及び点検に関すること。	最優先で強化
	A	管区務に関すること。	平常時同様に業務を継続
	C	救急法の普及指導に関すること。	業務を停止
	C	所属の文書事務に関すること。	業務を停止
	A	所属の備品、消耗品等の取得、供用及び管理に関すること。	平常時同様に業務を継続
予防課 予防係	C	消防同意に関すること。	業務を停止
	C	防火対象物における消防用設備に関すること。	業務を停止
	C	防火管理者に関すること。	業務を停止
	C	防火対象物の査察に関すること。	業務を停止
	C	火災予防運動の実施に関すること。	業務を停止
	C	火災予防条例に関すること。	業務を停止
	C	危険物の規制に関すること。	業務を停止
	C	危険物製造所等の査察に関すること。	業務を停止
	C	危険物の安全管理に関すること。	業務を停止
	C	危険物安全協会に関すること。	業務を停止
	C	消防法令の違反処理に関すること。	業務を停止
	C	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務に関すること。	業務を停止
	C	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に関すること。	業務を停止
	C	災害の調査等に関すること。	業務を停止
	C	防火訓練の指導及び防火思想の普及啓発に関す	業務を停止

		ること。	
	C	その他一般火災予防に関する事。	業務を停止
南部出張所	S	火災その他災害の警戒及び防ぎょに関する事。	最優先で強化
第1係	S	救急業務に関する事。	最優先で強化
第2係	S	消防機械器具の保全及び点検に関する事。	最優先で強化
第3係	S	救急資器材の保全及び点検に関する事。	最優先で強化
	C	消防、救急、救助訓練に関する事。	業務を停止
	C	防火防災訓練の普及指導に関する事。	業務を停止
	C	救急法の普及指導に関する事。	業務を停止
	C	消防対象物の調査及び査察に関する事。	業務を停止
	A	管区務に関する事。	平常時同様に業務を継続
	C	消防水利の調査点検に関する事。	業務を停止
	S	出張所庁舎の管理、保全に関する事。	最優先で強化
	C	所属の文書事務に関する事。	業務を停止
	A	所属の備品、消耗品の取得、供用及び管理に関する事。	平常時同様に業務を継続

(日進消防署、みよし消防署)

区分	優先度	業務	大規模災害時の対応
警防課	A	公印(署長印)の看守に関する事。	平常時同様に業務を継続
消防第1係	S	火災その他災害の警戒、防ぎょ及び救助に関する事。	最優先で強化
消防第2係			
消防第3係	B	火災事案の証明に関する事。	状況に応じて対応
	C	消防訓練及び救助訓練に関する事。	業務を停止
	C	消防対象物の調査及び査察に関する事。	業務を停止
	S	消防機械器具の保全及び点検に関する事。	最優先で強化
	A	管区務に関する事。	平常時同様に業務を継続
	C	消防水利の調査点検に関する事。	業務を停止
	C	防火防災訓練の普及指導に関する事。	業務を停止
	S	消防署庁舎の管理、保全に関する事。	最優先で強化
	C	所属の文書事務に関する事。	業務を停止
	A	所属の備品、消耗品等の取得、供用及び管理に関する事。	平常時同様に業務を継続

		すること。	
警防課	S	救急業務に関すること。	最優先で強化
救急第1係	B	救急事案の証明に関すること。	状況に応じて対応
救急第2係	C	救急訓練に関すること。	業務を停止
救急第3係	S	救急資器材の保全及び点検に関すること。	最優先で強化
	A	管区務に関すること。	平常時同様に業務を継続
	C	救急法の普及指導に関すること。	業務を停止
	C	所属の文書事務に関すること。	業務を停止
	A	所属の備品、消耗品等の取得、供用及び管理に関すること。	平常時同様に業務を継続
予防課	C	消防同意に関すること。	業務を停止
予防係	C	防火対象物における消防用設備等に関すること。	業務を停止
	C	防火管理者に関すること。	業務を停止
	C	防火対象物の査察に関すること。	業務を停止
	C	火災予防運動の実施に関すること。	業務を停止
	C	火災予防条例に関すること。	業務を停止
	C	危険物の規制に関すること。	業務を停止
	C	危険物製造所等の査察に関すること。	業務を停止
	C	危険物の安全管理に関すること。	業務を停止
	C	危険物安全協会に関すること。	業務を停止
	C	消防法令の違反処理に関すること。	業務を停止
	C	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務に関すること。	業務を停止
	C	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に関すること。	業務を停止
	C	災害の調査等に関すること。	業務を停止
	C	防火訓練の指導及び防火思想の普及啓発に関すること。	業務を停止
	C	その他一般火災予防に関すること。	関連事務の停止
西出張所	S	火災その他災害の警戒及び防ぎよに関すること。	最優先で強化
・	S	救急業務に関すること。	最優先で強化

南出張所	S	消防機械器具の保全及び点検に関すること。	最優先で強化
第1係	S	救急資器材の保全及び点検に関すること。	最優先で強化
第2係	C	消防、救急、救助訓練に関すること。	業務を停止
第3係	C	防火防災訓練の普及指導に関すること。	業務を停止
	C	救急法の普及指導に関すること。	業務を停止
	C	消防対象物の調査及び査察に関すること。	業務を停止
	A	管区務に関すること。	平常時同様に業務を継続
	C	消防水利の調査点検に関すること。	業務を停止
	S	出張所庁舎の管理、保全に関すること。	最優先で強化
	C	所属の文書事務に関すること。	業務を停止
	A	所属の備品、消耗品の取得、供用及び管理に関すること。	平常時同様に業務を継続

(長久手消防署)

区分	優先度	業務	大規模災害時の対応
警防課	A	公印（署長印）の看守に関すること。	平常時同様に業務を継続
消防第1係	S	火災その他災害の警戒及び防ぎょに関すること。	最優先で強化
消防第2係	B	火災事案の証明に関すること。	状況に応じて対応
消防第3係	C	消防訓練に関すること。	業務を停止
	C	消防対象物の調査及び査察に関すること。	業務を停止
	S	消防機械器具の保全及び点検に関すること。	最優先で強化
	A	管区務に関すること。	平常時同様に業務を継続
	C	消防水利の調査点検に関すること。	業務を停止
	C	防火防災訓練の普及指導に関すること。	業務を停止
	S	消防署庁舎の管理、保全に関すること。	最優先で強化
	C	所属の文書事務に関すること。	業務を停止
	A	所属の備品、消耗品等の取得、供用及び管理に関すること。	平常時同様に業務を継続
警防課	S	火災その他災害の警戒、防ぎょ及び救助に関すること。	最優先で強化
救助第1係	B	火災事案の証明に関すること。	状況に応じて対応
救助第2係	S	救助業務に関すること。	最優先で強化
救助第3係	C	救助訓練に関すること。	業務を停止

	C	消防対象物の調査及び査察に関する事。	業務を停止
	S	消防機械器具の保全及び点検に関する事。	最優先で強化
	A	管区務に関する事。	平常時同様に業務を継続
	C	消防水利の調査点検に関する事。	業務を停止
	C	防火防災訓練の普及指導に関する事。	業務を停止
	S	消防署庁舎の管理、保全に関する事。	最優先で強化
	C	所属の文書事務に関する事。	業務を停止
	A	所属の備品、消耗品等の取得、供用及び管理に関する事。	平常時同様に業務を継続
警防課 救急第1係 救急第2係 救急第3係	S	救急業務に関する事。	最優先で強化
	B	救急事案の証明に関する事。	状況に応じて対応
	C	救急訓練に関する事。	業務を停止
	S	救急資器材の保全及び点検に関する事。	最優先で強化
	A	管区務に関する事。	平常時同様に業務を継続
	C	救急法の普及指導に関する事。	業務を停止
	C	所属の文書事務に関する事。	業務を停止
	A	所属の備品、消耗品等の取得、供用及び管理に関する事。	平常時同様に業務を継続
予防課 予防係	C	消防同意に関する事。	業務を停止
	C	防火対象物における消防用設備等に関する事。	業務を停止
	C	防火管理者に関する事。	業務を停止
	C	防火対象物の査察に関する事。	業務を停止
	C	火災予防運動の実施に関する事。	業務を停止
	C	火災予防条例に関する事。	業務を停止
	C	危険物の規制に関する事。	業務を停止
	C	危険物製造所等の査察に関する事。	業務を停止
	C	危険物の安全管理に関する事。	業務を停止
	C	危険物安全協会に関する事。	業務を停止
	C	消防法令の違反処理に関する事。	業務を停止
	C	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務に関する事。	業務を停止
	C	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に	業務を停止

		関する法律（昭和42年法律第149号）に関する こと。	
	C	災害の調査等に関する こと。	業務を停止
	C	防火訓練の指導及び防火思想の普及啓発に 関すること。	業務を停止
	C	その他一般火災予防に関する こと。	業務を停止

（東郷消防署）

区分	優先度	業務	大規模災害時の対応
警防課	A	公印（署長印）の看守に関する こと。	平常時同様に業務を継続
消防第1係	S	火災その他災害の警戒、防ぎょ及びに救助に 関すること。	最優先で強化
消防第2係	B	火災事案の証明に関する こと。	状況に応じて対応
消防第3係	C	消防訓練及び救助訓練に関する こと。	業務を停止
	C	消防対象物の調査及び査察に関する こと。	業務を停止
	S	消防機械器具の保全及び点検に関する こと。	最優先で強化
	A	管区務に関する こと。	平常時同様に業務を継続
	C	消防水利の調査点検に関する こと。	業務を停止
	C	防火防災訓練の普及指導に関する こと。	業務を停止
	S	消防署庁舎の管理、保全に関する こと。	最優先で強化
	C	所属の文書事務に関する こと。	業務を停止
	A	所属の備品、消耗品等の取得、供用及び管理に 関すること。	平常時同様に業務を継続
警防課	S	救急業務に関する こと。	最優先で強化
救急第1係	B	救急事案の証明に関する こと。	状況に応じて対応
救急第2係	C	救急訓練に関する こと。	業務を停止
救急第3係	S	救急資器材の保全及び点検に関する こと。	最優先で強化
	A	管区務に関する こと。	平常時同様に業務を継続
	C	救急法の普及指導に関する こと。	業務を停止
	C	所属の文書事務に関する こと。	業務を停止
	A	所属の備品、消耗品等の取得、供用及び管理に 関すること。	平常時同様に業務を継続

予防課 予防係	C	消防同意に関すること。	業務を停止
	C	防火対象物における消防用設備等に関すること。	業務を停止
	C	防火管理者に関すること。	業務を停止
	C	防火対象物の査察に関すること。	業務を停止
	C	火災予防運動の実施に関すること。	業務を停止
	C	火災予防条例に関すること。	業務を停止
	C	危険物の規制に関すること。	業務を停止
	C	危険物製造所等の査察に関すること。	業務を停止
	C	危険物の安全管理に関すること。	業務を停止
	C	危険物安全協会に関すること。	業務を停止
	C	消防法令の違反処理に関すること。	業務を停止
	C	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）に基づく事務に関すること。	業務を停止
	C	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）に関すること。	業務を停止
	C	災害の調査等に関すること。	業務を停止
	C	防火訓練の指導及び防火思想の普及啓発に関すること。	業務を停止
	C	その他一般火災予防に関すること。	業務を停止

第5章 業務継続のための執行体制

1 執務体制

尾三消防本部消防災害対策本部運用要綱に基づき、気象庁から「震度4」の地震が管内に発生したと発表された場合には、直ちに指定の職員が参集し、非常配備体制に入ることとなっているが、災害発生状況によっては、全職員招集に切り替えることとする。

全職員招集の場合、勤務時間内の職員は、通常の執務体制から災害対応体制に速やかに切り替え、勤務時間外のすべての職員は、招集情報を覚知するか、職員一斉メールを受信後に速やかに参集する。

やむを得ず参集できない場合は、速やかに所属長に状況を連絡する。

消防本部等に参集した職員は、基本的に災害対応業務に従事することとなるが、非常時優先業務を行うために必要とされた人員は、消防災害対策本部業

務の状況を踏まえて当該業務に従事する。

なお、災害対応の編成にあたっては、非常時優先業務の遂行に支障が生じないよう、交替制勤務者のみならず、毎日勤務者及び変則毎日勤務者を有効活用するなど人員配置に工夫が必要である。

2 安否確認

職員及びその家族の安全の確保は、職員が安心して業務を継続する上で非常に重要であり、また、業務継続に必要な人員資源を配分する上でも重要である。

尾三消防本部では、大規模災害が発生した場合、職員一斉メールを活用し、職員の安否及び参集可否を確認し、職員は、職員自身及びその家族の安否に関わる情報を確認後、メールで速やかに回答することとしている。

3 職務代行

所属長が不在の場合に備えて、各所属において適切に意思決定できるよう、あらかじめ職務代行者を定めておくこととし、非常時においては、権限委任を行う。

第6章 業務継続のための執務環境の確保

1 庁舎・設備

(1) 庁舎

消防本部庁舎（昭和48年4月1日竣工）以外の8署所は、新耐震基準（昭和55年7月14日改正、昭和56年6月1日施行の建築基準法施行令）を満たしている。

消防本部が所在する東郷町地域防災計画では、南海トラフで発生する恐れのある地震の想定は、「過去地震最大モデル」、「理論上最大想定モデル」とも最大震度「6強」としているが、想定を超える地震が発生した場合、消防本部庁舎の機能が使用不能となる可能性がある。消防災害対策本部は消防本部庁舎に設置することを基本とするが、消防本部庁舎が使用できない場合は、下表の5消防署のうちいずれかに設置する。

なお、職員の安全を確保するため、総務課及び各署所の当直責任者は、地震発生後速やかに執務上必要となる庁舎等の被害状況を確認し、必要な場合には、立入禁止等の措置を講ずる。

【消防災害対策本部代替施設の基本情報】

区分		災害対策本部代替候補設置施設				
施設名		豊明消防署	日進消防署	みよし消防署	長久手消防署	東郷消防署
災害対策本部設置予定場所		3階大会議室	2階多目的室	2階研修室	3階講堂	2階多目的室
建築年月		平成10年	平成2年	平成6年	昭和58年	平成10年
延べ床面積		3,781㎡	1,719㎡	1,406㎡	1,967㎡	1,524㎡
耐震化の状況	耐震性	有	有	有	有	有
	耐震化の根拠	新耐震基準	新耐震基準	新耐震基準	新耐震基準	新耐震基準
被災の危険性	浸水	無	無	無	無	0.0～0.2mの浸水
	土砂災害	無	無	無	無	無

出典：豊明市水害・土砂災害ハザードマップ、日進市洪水ハザードマップ・土砂災害警戒マップ、みよし市洪水土砂災害ハザードマップ、長久手市防災マップ、東郷町ハザードマップ

(2) 電力

業務継続に必須の資源である照明やパソコン等は、電力の供給状況に依存するため、商用電源が停止した場合における非常用電源の確保が極めて重要である。

消防本部等庁舎は、商用電力の供給が停止した場合、自動的に非常用発電設備が起動することになっており、燃料補給及びエンジンオイル交換を実施することで、商用電源復旧までの電力が供給可能であり、パソコン、電話等の事務機器は、通常どおり使用することができる。

ただし、冷蔵庫、電気ポット等、業務に直接関係しない電気製品や電気容量の大きな機器については、原則、その使用を禁止するとともに、常に非常用コンセントの負荷容量、ＯＡパソコン、ＯＡプリンターの使用可能状況等を把握しておく。

なお、高機能消防指令システムについては、独立した非常電源回路を備えており、設置されている全ての機器については、通常どおりの使用が可能である。

【非常用電源稼働時間の状況】

区分	災害対策本部設置施設及び代替候補設置施設						
施設名	本部	指令課	豊明消防署	日進消防署	みよし消防署	長久手消防署	東郷消防署
稼働時間 (給油無)	3時間	3時間	28.2時間	2.8時間	3.2時間	2.8時間	3時間

(3) 物資の備蓄

想定する震度7の大規模地震が発生した場合、相当数の職員が数日間にわたり庁舎内に留まり、災害応急対策業務等に従事する可能性があるため、物資（石油・飲料水・食料品等）の備蓄について考慮する。

ア 食料・飲料水・トイレ

ライフラインの復旧にしばらくの時間を要することを考慮し、消防本部・各署所に分散して、災害発生時に勤務する職員1名あたりアルファ米10食、パン5食、水6本を目標に計画的に備蓄を進める。また、不足する食料は職員各自で必要な分を職場に備蓄（職員個人のロッカー等に保管）する。またアレルギー対応の食料や常備薬等は、自宅だけでなく職場にも職員個人で用意する。

なお、登庁に際して職員は、3日分の食料、飲料水、着替え、タオル等とともに、季節により防寒対策、雨具、懐中電灯などを持参するものとする。（各家庭に常備しておく。）

トイレについては、汚水処理施設等の復旧には相当の時間を要する可能性があることを踏まえ、長期化した場合は、災害用携行型簡易トイレに加え、仮設トイレを設置する。さらに、本部庁舎建設や消防施設個別施設計画に基づく大規模改修などの時期に併せ、本部及び各署所にマンホールトイレを新規に設置していく。

【災害対策本部設置施設及び代替施設の職員用トイレ、飲料水、食料の備蓄状況】

区分	消防本部	豊明消防署	日進消防署	みよし消防署	長久手消防署	東郷消防署
簡易トイレ	5個	2個	2個	2個	2個	2個
飲料水 (500ml)	624本	260本	205本	264本	264本	264本
食料	アルファ米 1,000食、 パン350食	アルファ米 450食、 パン300食	アルファ米 450食、 パン300食	アルファ米 450食、 パン300食	アルファ米 450食、 パン300食	アルファ米 450食、 パン300食

イ 燃料

大規模災害発生時においては、燃料等の流通が滞ることが予想されるため、平時から車両、非常用発電設備等の予備燃料を備蓄する。

2 通信

大規模災害発生時には、電話の輻輳や不通が予想されることから、指令課は、職員に対し、固定電話及び公用携帯電話に設置されている災害時優先電話、一般電話の代替手段となる消防無線・衛星通信ネットワークの活用について、マニュアルの配布等により使用方法等の周知徹底を図る。

なお、消防救急デジタル無線システムが機能不全になったとしても、デジタル無線機同士で通信可能であり、事前訓練等で通信距離の確認を行っておく。

また、119番回線切断や回線混雑に伴う通信障害発生時における連絡手段の整備及び消防と構成市町が、それぞれ対応する事案について、判断基準の明確化並びに相互に災害対策本部を設置した際の連絡体制については、「消防災害対策本部初動対応マニュアル追補版の策定について」(訓令)に基づき、大規模災害等における情報収集体制の確立及び構成市町との連携強化を図るものとする。

インターネット回線のバックアップ手段についても考慮し、衛星通信資器材の導入を検討する。

3 情報システム

大規模災害発生後においても、業務継続に必要なデータ・記録の利用、電子メールを活用した情報の受発信等が円滑に行えるようにするため、情報システム等の維持・向上が重要である。

サーバ、デスクトップパソコンは転落、転倒防止対策を行い、サーバには非常用電源を確保する。重要なデータは定期的にバックアップ対策を行い、メンテナンス業者と非常時でも連絡が取れるよう体制を整えておく。

4 広報

大規模災害発生後は、管内住民や報道機関に対して、被災状況、災害対応状況等の情報を適切に提供することが重要であり、関係課等との連携により、できるだけ速やかに報道発表及び情報提供できる体制をとる。その際、災害対応に関する広報の手段として、ホームページやInstagram、ライン等のSNSを活用して、情報提供手段の多重化を図る。

また、ホームページサーバについては、万全の対応が図れるように常時保守体制を確保し、より確実な情報提供に努める。

5 その他

(1) 来庁者・帰宅困難者等への対応

大規模災害が発生した際に庁舎内にいる来庁者や周辺地域で被災し、何らかの援助を求めて庁舎を訪れる帰宅困難者等への対応については、災害対応などの非常時優先業務の遂行に、支障が生じないよう構成市町等の関係機関と連携して対応する。

(2) 救護が必要な被災者への対応

被災により負傷した人が、来庁することが想定される。負傷程度によっては、職員が応急処置を行い救急搬送する。ただし、他の救急要請事案との優先度を十分考慮した上で判断する。

消防課は、大規模災害に備え、計画的に救急資機材の配備・充実を図る。

(3) 他の危機事象等への対応

ア 尾三消防本部消防災害対策本部運用要綱に基づき、非常配備体制の基準を次に示す。

(ア) 風水害

名古屋地方気象台から「大雨警報、洪水警報、暴風警報(台風によるもの。)」のいずれかが管内に発表され、かつ小規模な災害が発生するおそれがあるとき

(イ) 国民保護計画

武力攻撃事態等に対処するもので、豊明市、日進市、長久手市及び東郷町は、担当課(室)体制、みよし市は第1次体制となったとき。又は消防長が必要と認めたとき。

(ウ) その他

その他消防長が必要と認めたとき。

イ 次に他の危機事象等における消防災害対策本部の設置基準を示す。

(ア) 風水害

名古屋地方気象台から「大雨警報、洪水警報、暴風警報(台風によるもの。)」のいずれかが管内に発表され、かつ相当規模の災害が発生又は発生するおそれがあるとき。又はその他消防長が必要と認めたとき。

(イ) 国民保護計画

武力攻撃事態等に対処するもので、豊明市、日進市、長久手市及び東郷町は緊急事態連絡(室)体制、みよし市は第2次体制となったとき。又はその他消防長が必要と認めたとき。

(ウ) その他

消防長が必要と認めたとき。

第7章 計画の検討・見直し

B C Pについては、記載措置の実施状況について毎年度検討し、訓練や実災害を通じて問題点が明らかになった場合には、随時計画の見直し・修正を行うこととする。

B C Pの見直し・修正により、必要があると判断した場合には、尾三消防本部緊急消防援助隊受援計画、尾三消防本部消防災害対策本部運用要綱、尾三消防本部地震災害対策要綱、尾三消防本部風水害対策要綱等についても見直しの対象とする。

附 則

この計画は、令和7年4月1日から施行する。